

募集

町民農園の利用者 追加募集

趣味を生かし、健康の増進のため、町民農園で野菜を作ってみませんか？

- ▶抽選日時 5月15日(月) 受付：9時30分～10時 抽選：10時から
▶抽選場所 宇美町役場2階 大会議室(右)
▶対象 町に住所を有する人
※現在利用している人は申込不可。
▶必要なもの 現住所が確認できる身分証明書。
※代理で申込する人は、必ず委任状が必要です。申込時に希望する農園を指定してください。

- ▶定員 募集区画 第二農園 3区画、第三農園 4区画
※場所は共に宇美二丁目、宇美小学校近く

- ▶抽選申込方法 環境農林課窓口で受付
▶抽選申込締切 5月8日(月)
▶入園期間 6月5日(月)～令和6年5月31日(金)
▶利用者負担金 1区画2,000円
▶1区画面積 約10坪
※駐車場はありません。

問 環境農林課 農林振興係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



骨髄等移植ドナー助成始めます

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞を提供するために休業したドナーに対し助成金を交付することでドナーの経済的負担を軽減します。

- ▶対象 ドナー登録した人で、令和5年4月1日以降に骨髄などを提供した人
▶助成額 骨髄などを提供するために要した通院・入院日数×2万円(上限20万円)
詳細は、町ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

問 健康福祉課 健康長寿係 ☎934-2243

HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)について

4月1日からシルガード9(9価HPVワクチン)が子宮頸がん予防接種の対象ワクチンとして、定期予防接種の対象になりました。詳しくは町ホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら

▶定期予防接種対象者の問い合わせ先

- ・平成19年4月2日～平成24年4月1日に生まれた女性 →こどもみらい課へお問い合わせください。
・平成9年4月2日～平成19年4月1日に生まれた女性(キャッチアップ接種対象者) →健康福祉課へお問い合わせください。

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210
健康福祉課 健康長寿係 ☎934-2243 FAX933-7512(代)

健康

宇美町スポーツ施設利用助成事業

県立総合プール(アクシオン福岡)を利用する際に、利用料金の一部が助成されます。この機会に体力づくりや健康づくりに活用してください。

- ▶利用方法 町在住が分かる身分証明書など(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、小中学校の名札など)を、プール受付窓口に提示すると利用できます。

- ▶対象 町内在住の人
▶各施設注意事項
①福岡県立総合プール(アクシオン福岡)
・世界水泳のため、5月8日～10月9日まで利用できません。

- ※変更になる可能性があります。
・4月から大人・中高生の負担額が変更されます。詳細は町ホームページをご覧ください。

- ②粕屋町総合体育館(かすやドームプールアリーナ)
・大規模改修工事のため、令和6年3月31日まで利用できません。



▲詳しくはこちら

問 社会教育課 社会教育係 ☎933-2600 FAX933-2741



▲福岡県立総合プール

「軽自動車税(種別割)納税証明書」の郵送廃止

1月から、町と軽自動車検査協会との間で納税情報を電子連携する「軽JNKS」が始まり、車検での納税証明の提示が原則不要になりました。原則「車検用納税証明書」を提示しなくても車検を受けることができるため、令和5年度からは「車検用納税証明」の郵送を廃止します。
なお、二輪の小型自動車(総排気量250cc超)は例年通り郵送します。
※納税証明が必要な場合
・二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)の車検の場合
・納付直後で、「軽JNKS」に納付情報が登録されていない場合
・中古車の購入直後の場合
・ほかの市区町村へ引っ越した直後の場合
・対象車両に過去の未納がある場合

問 財政課 収納対策係 ☎934-2269 FAX933-7512(代)

連休期間中のごみ、し尿収集について

5月3日(水・祝)～5日(金・祝)のごみ、し尿収集は以下のとおりです。

- ▶ごみ収集 通常どおり行います。
※粗大ごみの予約受付はできませんのでご注意ください。

- ▶リサイクルセンターの個人搬入 お休みです。

- ▶し尿収集 お休みです。臨時的に収集を希望する人は、連休期間前後は込み合うことが予想されますので、余裕をもってし尿収集業者へご連絡ください。

- ▶し尿収集業者
・(株)柳原産業 ☎932-0648
・(有)アメニティ宇美 ☎932-0302

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

- ▶対象 大学、短期大学、大学院、高等学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学する学生
※学生本人の前年の所得が128万円以下の場合に限る。

▶申請場所 住民課 年金手当係6番窓口

- ▶必要なもの
・年金手帳(基礎年金番号通知書) または、個人番号がわかるもの
・学生証の写し(両面)

問 住民課 年金手当係 ☎934-2250 FAX933-7512(代)

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

令和5年度軽自動車税(種別割)の納税通知書(納付書)は、5月1日(月)に発送予定です。

- ▶納期限 5月31日(水)

【減免申請について】 減免を受けるには、毎年申請が必要で、減免を希望する場合は、納付書が届いてから納期限までに申請してください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。
問 問い合わせください。

- ▶対象 軽自動車を所有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの人やそのご家族で、一定の要件に該当する人

- ▶申請時に必要なもの
①身体障害者手帳など障害の等級と種類がわかるもの
②軽自動車税(種別割)納税通知書
③車検証の写し
④免許証(運転する方のもの)
⑤納税義務者のマイナンバーを確認できる書類
⑥納税義務者の本人確認書類
※マイナンバーカードの場合は、本人確認書類は不要です。

問 税務課 町民税係 ☎934-2242 FAX933-7512(代)



生活・暮らし

国民健康保険の資格喪失について

就職・転職などで社会保険に新たに加入したときは、国民健康保険の資格喪失手続きを行う必要があります。

手続きは、会社などで行えますので、役場の窓口でお手続きをお願いします。

- ▶必要なもの
①宇美町の国民健康保険証※
②新しい社会保険証※
③マイナンバーが確認できるもの※
④ご本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

※国民健康保険の資格を喪失する人全員分をお持ちください。

- ▶注意事項
①社会保険の資格取得日以降に誤って宇美町の国民健康保険証を使ってしまった場合、町が負担した7割(8割)分の医療費を請求する場合があります。
②本人のご来庁が難しい場合、必要なものが揃っていれば、代理申請をすることができます。(別世帯の人の場合、委任状が必要)

問 住民課 国保医療係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

国民年金学生納付特例制度

国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者として、保険料の納付が義務づけられますが、学生の人には申請を行なうと、在学中の保険料納付を